平成２９年（フ）第６８号
新潟県村上市猿沢2220番地　ケアハウスひまわり、破産開始決定時の住所新潟県村上市塩谷1335番地110
破産者　齋藤　正平
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第５６９号
静岡県藤枝市青葉町２丁目３番12号　グリーンハイツエーワン201号室
破産者　鈴木　広之
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３９号
静岡市駿河区下川原２丁目９番305号、旧住所静岡市駿河区鎌田47番地の１
破産者　竹下　麻衣（旧姓山下）
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５１号
静岡市葵区羽鳥５丁目21番77号　タウニィ羽鳥202、旧住所静岡市清水区宝町５番１―204号
破産者　伏見　文利
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８３号
静岡市駿河区手越原277番地、旧住所静岡市駿河区下島615番地の175
破産者　林　　英夫
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２０号
静岡市葵区川合１丁目１番７―105号、旧住所静岡市葵区栄町５番地の１　レジデンス太光203号
破産者　小宮真由美
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２１号
静岡市葵区川合１丁目１番７―105号、旧住所静岡市葵区栄町５番地の１　レジデンス太光203号
破産者　小宮　慎司
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３４号
静岡県富士宮市万野原新田3976番地の１　シャルマンフクハラＢ102
破産者　渡邊　恵一
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２０６号
静岡県浜松市中区葵西２丁目23番11号グランシックⅡ102号
破産者　上間　大右
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目11番88号　コンフォードⅠ―Ｈ―１、前住所静岡県浜松市浜北区新原3738番地の１
破産者　水木　兼夫
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１０２９号
愛知県海部郡大治町大字西條字北屋敷93番地の２
破産者　小笠原孝司
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２８号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字中家左川47番地の11　第２スカイハイム401号、従前の住所名古屋市天白区植田３丁目1514　グランドコート602
破産者　上野　真嗣
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３５４号
名古屋市中区千代田２丁目16番16号　第11オーシャンビル1003号、従前の住所名古屋市守山区喜多山南12番12号　Ａ―ｗｉｎｇ101号
破産者　清水　大嗣
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３７７号
愛知県北名古屋市西之保南若62番地
破産者　中野　雅史
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９号
京都府京丹後市弥栄町和田野584番地
破産者　植野真知子
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第８６７号
神戸市中央区再度筋町12番11号ハイツ再度の森201号
破産者　吉田　和也
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７８号
神戸地中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地56棟723号、開始決定時の住所神戸市中央区江戸町98番地の１　東町江戸町ビル1104号
破産者　正木　康介
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３号
岡山県倉敷市茶屋町早沖1142番地６
破産者　新宅美英こと　朴　　美英
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係